

持続可能な環境衛生をめざして

大谷処理場竣工35周年記念誌



旧・大谷処理場



新・大谷処理場

平成 18 年 11 月

相楽郡広域事務組合

ごあいさつ

し尿処理事業の35年の歴史を迎えて



相楽郡広域事務組合

代表理事(精華町長) 木村 要

相楽郡広域事務組合が管理運営する大谷処理場は、昭和46年10月に操業して今年で満35年を迎えました。当時の管内人口は約5万人でしたが、現在では木津町や精華町を中心に人口が増え、約11万人とほぼ倍増しました。住民の皆さまの日常生活で最も重要な環境衛生の分野では、公共下水道や合併浄化槽など水洗化が進み、全国や京都府の約80%には若干低いものの相楽郡の水洗化率は75%に達し、快適な暮らしができるようになりました。

ご承知のように、わが国では太古の昔から「し尿」を農業への貴重な肥料として使う習慣がありましたが、戦後、化学肥料が急速に普及したため、どこの地域においても処理するところがなく、極めて深刻な問題となりました。

このような中で、相楽郡では昭和44年9月1日に「相楽郡衛生管理組合」を設置し、山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町及び南山城村の7か町村が共同してし尿処理場の建設を計画し、山城町の行政や住民の皆さんのご理解の下、昭和46年10月、大谷処理場(第一期 処理能力70k /日)を設置することができました。

その後、約30年が経過して、施設の機器も老朽化してきたため、平成9年度より平成12年度までの4か年継続で、約35億円を投入して76k /日の処理能力を持つ処理場(第二期)を建設いたしました。この間、管内人口が増え、施設で処理できない分については海洋投入に頼らざるをえない時期もありました。

しかし、平成4年度より加茂町、平成8年度より山城町、平成11年度より木津町及び精華町、平成12年度より和束町で公共下水道事業に取り組み、また、平成10年度から国においても合併浄化槽事業を促進してきたため、水洗化が急速に進んできました。

これから更に下水道事業が進みますと、現在の予測では10年後の平成28年度では、郡内の水洗化率は90%を超え、また、し尿60%、浄化槽汚泥40%で計画されましたが、その比率が逆転し、浄化槽汚泥の搬入量が多くなります。更に、15年後の平成32年度当たりには、搬入量は現在の2分の1程度の約13,000kl/日になる見込みであります。

今後とも住民の皆さまの快適な生活を守り、適正な処理を続けていくため、相楽地域の共同事業として充実させていきたいと考えております。この35年という節目を機に「相楽郡でのし尿処理の歴史」をまとめました。皆様方のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1 . 組合の構成

関係町村数 6町1村 関係町村名 山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、
精華町、南山城村

(平成19年3月12日、山城町・木津町・加茂町の3町が木津川市となる。)

人口・面積データ

町村名	世帯数(世帯)	人口(人)	面積(km ²)
山城町	2,781	9,019	24.53
木津町	14,169	40,311	23.62
加茂町	5,480	15,975	36.97
笠置町	711	1,936	23.57
和束町	1,729	5,226	64.87
精華町	12,095	35,334	25.66
南山城村	1,206	3,581	64.21
計	38,171	111,382	263.43

人口及び世帯数は、平成18年4月30日調、面積は全国都道府県市区町村別面積調(平成17年10月1日現在)

2 . 組合の沿革

- 昭和26年 9月 相楽郡町村税滞納整理組合設置
- 昭和44年 9月 相楽郡衛生管理組合設置
- 昭和46年10月 大谷処理場完成
- 昭和47年10月 相楽地区広域市町村圏協議会設置
(昭和48年3月相楽郡町村会、相楽会館の建設を決定)
- 昭和48年12月 相楽郡町村事務組合設置
- 昭和50年 8月 福祉センター相楽会館完成
- 昭和56年 8月 相楽郡広域事務組合設置
 - 相楽郡衛生管理組合
 - 相楽郡町村事務組合
 - 相楽地区広域市町村圏協議会
 を統合廃止
- 平成 4年11月 ふるさと市町村圏に選定
- 平成 5年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成
- 平成 6年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成し、合わせて7億円となる。
- 平成 6年 3月 相楽会館外壁改装工事着工、完成
- 平成 9年 6月 大谷処理場更新工事着工

平成10年	6月	相楽会館屋根修繕着工
平成10年	8月	相楽会館屋根修繕完成
平成13年	1月	大谷処理場周辺環境整備工事着工
平成13年	3月	大谷処理場完成
平成13年	6月	大谷処理場竣工式
		運転管理を浅野工事株式会社に委託
平成13年	10月	相楽郡広域事務組合設立20周年記念誌発行
平成14年	5月	大谷処理場水源地更新工事着工
平成14年	8月	大谷処理場水源地更新工事完成
平成17年	4月	大谷処理場の運転管理を京都南部環境事業組合に委託
平成18年	4月	情報公開条例、個人情報保護条例施行
平成18年	5月	「し尿処理事業の今後のあり方検討会」設置
平成18年	10月	大谷処理場満35年を迎える

下水道の普及により減少するし尿・浄化槽汚泥

町村毎のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は表 - 1 に示すように推移しています。し尿については、平成 4 年度から山城町、平成 8 年度から加茂町、平成 11 年度から木津町及び精華町、平成 12 年度から和束町が下水道事業に取り組んだため、年間 8 ~ 10 % の割りで減少する傾向にあります。

また、平成 9 年度に国が浄化槽法を改正し、下水道事業が計画できない地域の環境保全を目的とした合併浄化槽整備事業の推進を図ったことから、浄化槽汚泥が年 3 ~ 5 % の割で増加しています。

表 - 1 町村別搬入量の推移 (単位：kl)

町 村 名		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	増 減 (H17-H16)
山 城 町	し尿	3,654.37	3,553.69	3,345.56	3,129.62	2,847.35	282.27
	浄化	1,265.60	1,734.70	1,703.50	1,775.67	1,780.10	4.43
木 津 町	し尿	6,161.48	5,833.49	5,195.30	4,504.20	3,863.11	641.09
	浄化	2,413.18	2,801.40	3,121.05	3,135.54	3,118.43	17.11
加 茂 町	し尿	3,546.30	3,399.96	3,151.16	2,513.18	2,585.87	72.69
	浄化	353.40	396.50	518.70	978.71	823.70	155.01
笠 置 町	し尿	1,390.94	1,415.66	1,428.80	1,266.46	1,206.60	59.86
	浄化	458.10	473.10	470.70	572.60	551.70	20.9
和 束 町	し尿	2,917.83	2,785.58	2,518.48	2,201.69	2,047.41	154.28
	浄化	829.90	1,005.70	975.00	1,027.45	1,035.70	8.25
精 華 町	し尿	6,328.15	4,973.90	4,141.20	3,847.10	3,308.81	538.29
	浄化	1,644.05	2,044.90	2,022.16	2,468.16	2,247.69	220.47
南 山 城 村	し尿	1,668.60	1,591.20	1,395.00	1,150.83	1,203.45	52.62
	浄化	422.30	560.40	621.90	833.10	809.40	23.7
合 計	し尿	25,667.67	23,553.48	21,175.50	18,613.08	17,062.60	1,550.48
	浄化	7,386.53	9,016.70	9,433.01	10,791.23	10,366.72	424.51
	計	33,054.20	32,570.18	30,608.51	29,404.31	27,429.32	1,974.99

また、管内での処理形態別の人口は表 - 2 に示すとおりです。平成 17 年度末では下水道人口が 74,299 人 (66.8%)、合併浄化槽人口が 8,487 人 (7.6%)、単独浄化槽人口が 8,729 人 (7.8%)、くみ取り人口 19,017 人 (17.1%)、自家処理人口 601 人 (0.5%) で、水洗化率は 74.4% と、全国平均 (80%) を 5.5 ポイント下回っています。

ここ 5 年間の進捗をみますと、一年間で 5,400 人がくみ取りや単独浄化槽処理を下水道につないだことになり、今後 10 年以内には水洗化率は 90% を超えるものと考えられます。

表 - 2 処理形態別人口の推移 (人)

年 度	行政区域内 人 口	下 水 道 人 口	し尿収集 人 口	浄化槽人口		自家処理 人 口	
				単独処理	合併処理		
平成 13	102,948	52,500	28,753	20,286	12,014	8,272	1,409
平成 14	104,926	57,848	26,057	19,870	11,183	8,687	1,151
平成 15	107,216	65,490	22,135	18,583	10,456	8,127	1,008
平成 16	109,183	70,558	20,127	17,802	9,594	8,208	696
平成 17	111,133	74,299	19,017	17,216	8,729	8,487	601

各町村の実績人口調査

相楽郡のし尿処理 35 年の歴史を振り返って

私たちは、毎日トイレを使います。普通、平均回数は大便 1 回、小便 7~8 回です。そのトイレも水洗化が常識になり、日本全体では水洗化率は 85%（公共下水道が 58%、浄化槽 27% - 相楽郡では 82% / 公共下水 75%、浄化槽 8%）となり、ここ 10 年の間に約 50%が減ったことになり、今後 10 年間で 90%を超えることが確実です。

しかし、従来のくみ取り世帯も相楽郡全体では、まだ 15%（約 3,500 世帯）ほど残っています。

戦後、炊事や洗濯、掃除など家事がどんどん電化されて、快適で近代的な生活様式に改善されてきましたが、トイレは永くくみ取り式のままでしました。

し尿は適正な処理をしなければ衛生上極めて危険であり、環境汚染の原因となりますが、幸いくみ取りという独自の処理方法を考え、生活の中に取り入れてきたために、町もきれいに保ち大きな伝染病も発生しなくて済んできました。

まず、世界でも独自の処理をしてきた日本の「し尿処理の歴史」を踏まえて、相楽の歴史を振り返ってみます。

縄文・弥生から江戸時代

縄文・弥生時代など古代人の住居跡から発見される貝塚（ゴミ捨て場）に見られるように、人々の生活とともにある廃棄物（ゴミやし尿）は、その時代の文化や人々の生活レベルを反映しています。奈良・平安時代にも廃棄物処理に関わる官位（= 役人）である掃部（かもん）・掃部司（かもんのつかさ）の名称が見られることから、廃棄物処理は重要な問題になっていました。

仏教が普及した平安時代（750 年頃）には「肉食禁止令」が出され、貴族たちは動物性食品から畑作物を食べるようになったようです。また、米を税として徴収していましたが、麦は税の対象外であったため、二毛作が積極的に取り組まれました。米作りを中心とした農業は多くの労力と肥料を必要としましたが、農民は土地が痩せるのを防ぐため、牛馬の糞尿を肥料として使うようになり、鎌倉時代（12 世紀）には反当たりの収量を増やすために多肥農業が営まれ、そのための身近な肥料として人間のし尿を使用するようになりました。

このような農地還元的方式は、江戸時代には確立し、明治・大正・昭和 30 年代まで続いていきましたが、今日で言う都市住民のし尿が農村の肥料として使用され、そこで採れた農作物が都市で消費されるという循環経済を形成されてきました。わが国独特の方式である「くみ取り式の便所」は、排泄物が時間をかけて有機物から無機物に分解されるため、肥料として使われ、ヨーロッパ諸国のように河川や湖沼に流されることがありませんでした。

特に政治や経済が安定した江戸時代は、人口が飛躍的に増え新しく多くの田畑が開墾され、都市として発展した江戸や大阪の町には、くみ取りや運搬を業とする者が現れま

した。彼らは地主や家主と契約し、そのし尿を農民に売り渡して利益を得ました。農民の年貢に財政基盤を置く江戸幕府は、農作物の増産を奨励し、「お触書」や「御定書」を出して農肥（し尿）を確保しました。江戸時代の初めは無料でくみ取りをしていましたが、元禄期には有料で売買されるようになり、わが国ではし尿を貯留するため、「汲み取り便所」が発達しました。

中世末期までは、屋外や「おまる」式の便所が一般的であったようですが、すべての家が便所を備えていた訳はなく、一般の民衆の多くは共同便所が多かったようです。

明治から昭和 20 年まで

明治以降は、比較的上流の家庭では、「あさがお」や「下箱」と呼ばれる陶器製の枠を取り付けたものが使われるようになってきました。



洋式の便器は、19 世紀後半に一体型の陶器製で汚物を水と共に効率的に排出する洗浄方式の原形がイギリスやアメリカで造られ、便器に取り付ける便座も考案されました。

外国から新しい汚水処理技術やトイレ製品がどんどん入ってきましたが、それは都市部の限られた人たちのもので、日本の住宅事情で殆どの家庭は「くみ取り式」の

ものでした。

明治に入って、欧米諸国から「上下水道」など化学・技術が導入されました。19 世紀後半、ヨーロッパ各国やアメリカの各都市では下水道が敷設されましたが、明治 10 年東京に「コレラ」が発生、政府はし尿が原因であるとして、同 33 年「下水道法」「汚物掃除法」を制定しました。それを機に、し尿のくみ取りは市町村（有料）が行うことになりましたが、この時期の下水道は土地を清潔に保持し、雨水・汚水を排除することが目的でした。

「汚物掃除法」はゴミやし尿を衛生上の問題から市町村の責任としました。その後、昭和 29 年に「清掃法」、昭和 45 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」へと改正されてきました。

し尿収集・処理の歴史

豚の餌にする、川に流す、砂をかける、放置する……これはみんなトイレ処理の方法でした。今でもこのような原始的なやり方をしている国もありますが、文明国である日本には水洗トイレが普及しています。



水洗トイレの歴史は古く、遠く古代インドに現在の

水洗トイレの原型となった溝を利用したトイレがありました。現在のように便器に水を注ぐ水洗トイレが普及したのは、1877年のことです。水洗トイレ自体はすでにその7年前、イギリス人のジョン・R・マンが発明していましたがまだ普及には至りませんでした。その後、水洗トイレ＝衛生の概念を広めるために、ロンドンのヘリヤーズという鉛管工が書いた『鉛管工事人と衛生的な家屋』の影響で、水洗トイレは世界中に一気に普及し、1907年には既に日本向けに輸出されました。

しかし、第二次大戦後の経済復興による都市部への人口集中と化学肥料の開発によって、余ったし尿を処理することは大きな社会問題となりました。戦後、公衆衛生状況が悪化し、し尿が原因と考えられる赤痢やポリオが増加しましたが、1950年代には憲法の理念により、環境衛生の改善を目的にした清掃法や水道法を制定し、全国的に水道とし尿処理施設の整備が進められました。当時は資金的な理由から公共下水道は殆ど進まず、代わりにバキュームカーによる汲み取り式のし尿処理施設の整備に力点が注がれました。

1950年（昭和25年）「し尿の機械化、嫌気性消化処理」（し尿を気密容器に入れ、空気と遮断して、徹底的に腐敗させ、その工程中に発生する殺菌性物質（アンモニア、フェノールなどによって病原菌や寄生虫卵を侵食破壊する方法）で、し尿の直接処理の方向が示され、同28年からし尿処理施設の建設に補助（四分の一）がつくようになりました。

昭和27年に「バキューム車」が始めて導入され、これの登場によって「都会」では、肥桶をのせたトラックや牛馬は急速になくなっていきました。バキューム車は「衛生車」



とも呼ばれ、1951年（昭和26）神奈川県川崎市が全国に先駆けて開発導入しましたが、「衛生的である」との理由で全国に普及しました。原理はタンク内を真空状態にし、タンク内に空気もろとも汚物を吸い上げ、当初は「真空車」と呼ばれていました。



トラックの荷台にタンクを載せ、ホースを車体に巻きつけていましたが、その後、電動のホース巻き取り装置が取り付けられました。

飛躍的に進む下水道整備や浄化処理

1943年（昭和18）頃になると戦局は急迫し生活物資は欠乏しました。若者は招集され便所の清掃は行き詰まりました。糞尿を自分の庭で埋められるのは良い方で、夜

中に川や側溝に流す者がいたという記録が残っています。

戦後、都市を中心に人口が増えてくると、再びし尿処理が大きな問題になってきたため、GHQ（連合軍総司令部）は昭和25年12月に「し尿くみ取りの機械化、資源への科学的衛生処理、し尿と下水の合同処理」を勧告しました。これは「近代的な処理方法として病原菌、回虫卵を殺菌し、悪臭・汚色を除き、肥料資源である窒素・リン・カリをそのままに保有させ、土壌に還元可能な方法であれば、国民の保健衛生を向上させるとともに、廃棄物を資源として安全に活用することになり、農村経済のみならず国民経済にも寄与する」との考えによるものでした。

また、国は昭和31年海洋投入処分の原則禁止、総水洗化をめざし、「し尿処理基本対策要綱」を5か年計画で公布し、公共的下水道の整備、し尿浄化槽、共同浄化槽での処理を進めていきました。

昭和30年代の主流は嫌気性消化処理でありましたが、同40年代は好気性消化処理が主流となり、同50年代には脱窒素、脱リン、低希釈、高負荷処理方式が、同60年代からは「ろ過膜法」が中心となりました。

昭和40年代に「浄化槽」(単独)が爆発的に普及しましたが、芦屋市や鎌倉市などに集中したことでわかるように贅沢品で一般家庭では普及しませんでした。当時のものは、大型のRCコンクリートで、その後徐々に小型のプラスチック製のものが普及しました。しかし、便所の水を処理するだけの単独浄化槽は放流水質の基準が甘く河川・湖沼の汚染の原因となったため、水利権などを持つ団体から「放流の同意」が必要という新たな問題が発生し、これらの問題を解決するため、昭和58年に「浄化槽法」が制定されました。

相楽郡でのし尿収集は昭和30年代後半から

私たちの相楽郡では、し尿収集が始まったのは昭和30年代後半からで、民間業者が自主的に行ったもので、その後、大谷処理場が完成した昭和46年頃から各町村の委託業務として位置づけられたものです。

し尿処理は市町村の固有事務ですが、相楽郡の各町村は小さいところが多く、1町村で設置し維持することは困難であるため、昭和44年9月に郡内7か町村で処理場（活性汚泥方式70k / 日）を建設し、同46年4月から運営してきました。

当時採用された処理法は、「高速酸化処理」で空気中の酸素を有効に利用して、有機物を酸化することによって、生し尿を短時間で処理する方法でしたが、搬入量が増えて処理できず、全体の40%は海洋投入処分に頼らざるを得ない状況でした。昭和54年度には、排水処理施設の設置や脱臭装置の改造、COD自動測定器の設置など公害対策を講じてきました。

しかし、老朽化が激しいことや窒素やリンの排出基準が強化されたことによって約25年間稼動してきた旧施設での処理を止め、平成9年度から更新工事を行い、平成13年度より76k / 日処理能力を持つ近代的な施設（高負荷脱窒素処理 + 高度処理）

に改めました。また、運転管理は設計・施工をおこなった浅野工事株式会社に委託してきましたが、平成 15 年度末に同社が廃業したため、平成 16 年度は履行保証人であった株式会社栗本鉄工所に委託し、更に平成 17 年度からは「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として管内のくみ取り業者及び浄化槽業者 8 社で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託しています。

相楽郡でのし尿くみ取り料金の経緯

し尿くみ取り料金は、公共料金として広域事務組合の条例で決めています。システムとしては、利用者が各町村の指定金融機関などからチケットを購入し、その代金は各町村役場を通じて広域事務組合に納付されます。また、利用者は汲み取った際に収集業者にチケットで支払い、業者は大谷処理場で搬入した量と同じ分のチケットを収めます。こうして一か月分をまとめて広域事務組合にチケットが送られ、広域事務組合は業者に委託料として搬入した分を業者ごとに支払います。

管内のくみ取り料金は、次のとおりです。

昭和 47 年 9 月から大谷処理場の業務を開始しましたが、最初は 10 当たり 25 円でしたが、その後、物価の上昇によって二、三年ごとに改正され、昭和 61 年には 67 円となりました。しかし、その後約 10 年間は据え置かれてきましたが、業者から強い要望があり、平成 9 年には 80 円、平成 13 年からは現在の 100 円になりました。

年 月 日	料金 / 10 (円)	年 月 日	料金 / 10 (円)
昭和 47 年 9 月 1 日	25	昭和 58 年 4 月 1 日	65
昭和 49 年 4 月 1 日	35	昭和 61 年 8 月 1 日	67
昭和 51 年 4 月 1 日	45	平成 9 年 11 月 1 日	80
昭和 53 年 4 月 1 日	55	平成 13 年 4 月 1 日	100
昭和 56 年 1 月 1 日	60		

今後の課題

処理場の運転を軌道に乗せること

平成 17 年度より大谷処理場の運転管理を、「合理化事業計画」により代替業務としてし尿くみ取り業者等で組織する京都南部環境事業協同組合に委託していますが、この目的を果たすためには従業員の育成・技術力を確保し、自立的な経営・運転業務の遂行など課題を解決し、運転を軌道に乗せていくことが重要です。

そのため、「基本計画」と「実施計画」を策定し、経営の安定化、運転管理技術者の育成など組合として業務を実行し、処理場の運転を軌道に乗せることが必要です。

海洋投入処分禁止に対する措置

平成 19 年 1 月末にはロンドン条約等により一切の「し尿等の海洋投入処分が禁止さ

れました。当組合でもピーク時には、年間約 10,000 m³を超える生し尿の海洋投入処分がありましたが、幸い下水道事業の進展で処理能力の範囲での搬入になったため、平成 17 年度末にはゼロとなりました。

長期保守・修繕計画の策定と財政対策

し尿処理施設は、通常その寿命は 20 年から 25 年程度です。平成 10 年 10 月から現在の施設を一部操業していますので、最も古い施設で既に 8 年目となり、経年劣化による大規模修繕も必要になってくる時期を迎えてきました。現在、部品の取替えなど比較的小さい修繕が中心（約 3～5 千万円）ですが、今後、大規模な修繕が必要になってきますので、明確な長期保守・修繕計画を策定していくことが求められているため、平成 18 年度において、構成町村の衛生課長で構成する「し尿処理事業の今後のあり方検討会」で報告をまとめました。

この計画では

- ・ 平成 29 年度頃には、浄化槽汚泥が生し尿を上回る。
- ・ 平成 32 年度頃には、全体の処理量が平成 17 年度分の二分の一に減少する。

これらのことから、

大規模修繕工事は概ね 10 年後とし、規模の縮小や処理方法の改善を実施することを検討しています。

また、資料で予想されますように、今後 10 年過ぎても下水道事業が一挙に進むことはなく、下水道計画のない笠置町や南山城村が処理場の管理運営費の大半を負担するようなことはありません。

信頼される業務の確立を

くみ取りの計量など収集業者に対する住民からの苦情は、平成 13 年度に一部の車両に計量メーターを取り付けしたため減少しましたが、引き続き利用者から信頼される業務を確立する必要があります。

また、処理場の管理についても、入り口から出口までを法令に基づき適正な業務を行い、処理した後の放流水は法基準を大幅にクリアできる運転をしていきます。

合併浄化槽を設置する家庭が増えているが、維持管理を十分に行うようにすること

平成 17 年度末現在、管内での合併浄化槽の設置世帯は約 6 千戸であるが、設置の当初に行う 7 条検査は 100%になっていますが、その後の 11 条(定期検査)は約 30%であり、放流基準が守られているかどうかの法定検査の受検を高めていく必要があります。

大谷処理場操業 35 年に思う

今日まで環境衛生の分野でご苦労していただきました方から、貴重なご意見を聞くことができましたので紹介します。

相楽清掃社代表・上田廉さんの話

相楽郡内で本格的に「し尿くみ取り」を業として行なうようになったのは、昭和 40 年代初めで、現在の(株)クリーンサービス山城（当時は山城衛生社）さん、大和清掃さん、それに私相楽清掃社（当時は上田清掃社）の 3 業者でした。

行政の許可は必要がなく、誰でも参入できましたが、職業に対する差別的な見方も厳しく、くみ取りを希望する人は街の人だけで、事業としては不安定な時期で、参入する者は少なかったですね。私は、奈良市の清美公社の経験を生かして、加茂町でこの仕事を始めましたが、当時はバキューム車も一台 300 万円近くもする高額のもので、銀行もなかなか融資してくれませんでしたね。ですから、はじめは樽桶を箱車（三輪車）に置き収集業務をしていました。

その時期は、収集しても処分するところが不足しており、本当に困ることが多かったですね。このままでは、従業員に給料も払えないので、仕事を辞めようかと思ったこともありました。その時妻が、「私一人でも行く」と一緒に車に乗ってくれ、木津町の相楽（さがなか）で得意を増やすことができた。それで、「さあ、頑張るぞ」と奮い立って仕事を続けたんです。

その頃は、くみ取り料金も決まっておらず、全くの自由競争でした。今のように月一回とかの計画的な収集ではなく、回数も多くはありませんでしたね。その後、管内の業者が増えましたので、業者で話し合っ、区域割収集に切り替えました。最初は和束町から始め、その後、管内全体に広がっていきました。

その後、仕事は順調になり、夏場には、金魚の餌として使うために奈良の郡山に持っていき、冬には、竹の子山の溜め槽に持っていった。収集しても、処理してもお金になった時期でしたわ。

戦後、化学肥料の登場や生活様式の近代化するとともに、昭和 30 年代末から衛生の向上が叫ばれ、し尿の収集を望む人がどんどん増えました。残念ながら相楽郡には処理場がないため、業者が各自で山を買ったり、借りたりして処理していました。中には不法投棄して、警告を受けたり、逮捕される者もいましたね。

相楽郡内の各町村においても、昭和 40 年代中頃から本格的に処理施設の建設に取り組むことになり、昭和 47 年 10 月に念願の処理場を完成していただきました。

その後、平成の時代になって相楽郡でも公共下水道や合併浄化槽など水洗化が進み、し尿くみ取り業務は年々減少し、経営的には厳しい環境にあります。幸い、行政当局のご理解を得て、「合理化対策」の代替業務として大谷処理場の運転管理の委託を受けましたので、今後はこの事業を軌道に乗せていくことが大きな責任であり、また、並行して、他の業務に転換できるよう努力していきたいと考えています。

㈱クリーンサービス山城会長 津路 勇さんの話し

私がこの仕事を始めた頃（昭和 30 年代）は、収集する人はいなかった。当時、京都府職員として井手保健所に勤務していましたが、し尿の不法投棄などに関する苦情が多く、くみ取りを望む方が増えていましたので、そこを辞めてこの業務をやることを決めました。

初めは 2 トン車の上に木の箱を積んで収集しました。当時は、畑に穴を掘って糞尿を貯めておく野壺がたくさんあって、京都市辺りからも、このし尿を買いに来る人がいました。竹藪の肥料にしたいという要望もあり、対応していました。

その後、バキューム車が登場し、いすゞの 2 トン車を 130 万円ほどで買いました。その後、汲み取り業者を希望する者が増えてきましたので、私は「相楽郡内は郡内の業者で収集を」と強く主張しましたが、主張は通らず、奈良市や綴喜郡の業者も算入するようになりましたね。

現在のような収集の区域割り、大谷処理場が完成した昭和 47 年度頃に行われました。くみ取り料金の値上げについては、なかなか要求が通らないことも度々あったのでストライキをしたこともありますね。

処理場ができるまでは、大型の便槽をもつ小中学校などの収集については、処理する場所が無かったため、自分で田んぼを買ってそこに捨てていた時期もありましたし、ため池に捨てていたこともありますね。そのため池が田んぼの水に使われていたため、米が収穫できないと抗議を受け、その農家に補償をしたこともありましたよ。

収集作業している時に他の車が通れない、臭いなどの苦情を聞くことが頻繁で、それらの方々の信頼をえるために、いろいろ努力しました。地域の会合などには積極的に参加し、人間関係を作り、協力が頂けるようになった。

時代が進歩し、くみ取りはどんどん少なくなって、あと 15 年もすれば殆どの家庭は下水道か、合併浄化槽に代わっていくと思いますが、行政から委託を受けた者として最後までこの仕事を勤めさせていただく所存です。

大谷処理場竣工35周年記念誌

発行日 平成18年11月1日

発行 相楽郡広域事務組合

〒619-0214

京都府相楽郡木津町大字木津小字上戸15

相楽会館内

TEL 0774(72)0421

E-mail kouiki@souraku-kyoto.or.jp